

# 第40回沖縄県トラックドライバー・コンテスト

## 学科競技

### 問題用紙

(制限時間：60分)

#### 注意事項

- ①解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
- ②解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ③この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ④印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑤問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑥早くできた者は、30分経過後退室できる。その際、挙手によりスタッフに合図をし解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退席すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退席したら再度入席はできない。
- ⑦制限時間は60分。終了の予告については試験官が合図をする。

# 筆記試験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには「×」を記入して下さい。

## I 交通法規(40問)

1. 児童、幼児等の乗降のため停車している通学通園バスと行き違いの形で直進するときは、徐行しなくてもよい。
2. 運転中(停止中を除く)に携帯電話などを手に持って通話したり画面を注視したりする「ながら運転」(携帯電話使用等)を行った場合、罰則は6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金、違反点数は3点、反則金は大型車だと25,000円である。
3. 交通整理の行なわれていない交差点において、通行している道路よりも交差道路の道幅のほうが明らかに広いときは、徐行するとともに、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
4. 準中型免許は受験資格として普通免許を先に取得しておかなければならない。
5. 準中型自動車が高速自動車国道を走行する場合の法定最高速度は、時速80キロである。
6. 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。
7. 横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。
8. ~~自動車を運転中一方通行の道路で緊急自動車が近づいてきた場合、左側に寄るとその通行を妨げると思ったので、右側に寄って徐行した。~~
9. 交差点直近の横断歩道の設けられていない場所で、歩行者が道路を横断しているときは、警笛を鳴らして注意を促しながら進行する。
10. 対面する信号が青色の場合は、前方の交通状況にかかわらず、交差点に進入することができる。

11. 横断歩道及びその手前の側端から前に50メートル以内の場所は追越しが禁止されている。
12. 環状交差点に入ろうとするときは、徐行しなければならない。
13. 道路交通法でいう「自動車」には、原動機付自転車も含まれる。
14. 駐車場等の道路外施設に入るために歩道を横断するときは、歩道に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにする。
15. 道路交通法においては、車両総重量8トン、最大積載量5トンの自動車は大型自動車に該当する。
16. 「警笛区間」の標識のある区間内を通行するときには、危険と感じた場所で警笛を鳴らさなければならない。
17. 進行中の車両等から道路に物件を投げるのは迷惑行為ではあるが、違法行為ではない。
18. 車両（緊急自動車を除く。）は、交差点とその附近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点内の左側に寄って一時停止し、緊急自動車の通行を妨げないようにする。
19. 通行する車両通行帯が進路変更の禁止を表示する道路標示で区画されていても、緊急自動車に進路を譲るためであれば進路変更することができる。
20. 徐行の道路標識等がない場合でも、上り坂の頂上附近は徐行しなければならない。
21. 時間が指定されている路線バスの優先通行帯は、指定された時間内に限り、路線バス以外の車両（軽車両を除く）は一切通行できない。
22. 免許停止の処分を受けているときに運転をすると、無免許運転になる。
23. バス停で路線バスが発進の合図を出したときは、後方の車は急ブレーキ等で回避しなければならない場合を除いて、バスの発進を妨げてはならない。
24. 夜間に他の車両等の直後を進行するとき、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、灯火の光度を減ずる等の操作をする。

25. 高速自動車国道等で自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検しなければならない。
26. 交差点以外における横断歩道、自転車横断道並びに踏切がないところで手信号による信号をしているときの停止位置は、手信号を行っている警察官や交通巡視員の1メートル手前である。
27. 横断歩道の手前の直前で停止している車両の側方を通過するときは、徐行して安全を確認しながら進行しなければならない。
28. 最高速度が高い車両に追いつかれた場合、道路の中央との間に十分な余地がなかったので、できる限り道路の左側端に寄って進路を譲った。
29. 踏切や交差点、及びその側端から10メートル以内の部分は駐停車禁止場所である。
30. 自動車の保有者は、保管場所を変更したときは、変更してから20日以内に、変更後の管轄の警察署長に、使用の本拠、保管場所の位置のほか、政令で定める事項を届出なければならない。
31. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から3メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
32. 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から35メートル以内では、前方を進行している他の車両等（軽車両を除く）の側方を通過してその前方にでてはならない。
33. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。
34. 荷主等は、車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求してはならない。荷主等が反復して過積載運転の要求等の行為をするおそれがあると認めるときは、警察署長はその荷主等に対し、過積載の「再発防止命令」を出すことができる。
35. 70歳以上の高齢運転者が免許証の更新を受けようとするときは、公安委員会が行う高齢者講習を受けていなければならない。

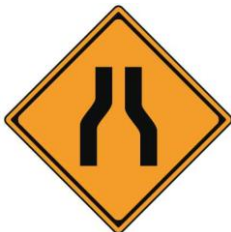
36. この標識は、転回禁止であることを示している。



37. この標識のある場所は、普通乗用車と自動二輪車は通行できないが、それ以外の車両は通行できる。



38. この標識は、車線が減少することを示している。



39. 最大積載量3トン以上の貨物自動車は、この標識のある道路は通行できない。



40. この標識は、学校や幼稚園があることを示している。



## II 構造機能（20問）

41. 灯火類の灯光の色に関して、非常点滅表示灯の灯光の色は赤色であること。
42. 制動灯は、昼間にその後方200メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
43. 道路運送車両法における「道路運送車両」とは、自動車をいい、原動機付自転車及び軽車両は含まれない。
44. 道路運送車両の保安基準でいう「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な1メートルの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。
45. 停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
46. 貨物の運送の用に供する普通自動車で、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上（最高速度が90キロメートル毎時以下の自動車等を除く）のものには、速度抑制装置を備えなければならない。
47. 方向指示器は、方向の指示を表示する方向200メートル（法令で定める一部の方向指示器を除く）の位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
48. 車幅灯は、夜間にその前方300メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
49. 2018年10月1日より、車両総重量8トン以上のトラック（トレーラ）と乗車定員30名以上のバスについては、3か月毎の定期点検に、スペアタイヤ及びツールボックスの取付状態等の点検が義務付けされた。
50. 大型後部反射器は、昼間においてその後方150メートルの位置からその赤色部を確認できるものであること。

51. タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。
52. 貨物の運送の用に供する自動車（告示で定める自動車等を除く）で、車両総重量3.5トンを超えるものの前面には、告示で定める基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。
53. 自動車（被けん引自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスは、交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分の可視光線の透過率が60%以上のものでなければならない。
54. 冷却装置のファン・ベルトの緩み及び損傷と水漏れの点検は、3か月ごとに行わなければならない。
55. 車両総重量が8トン以上の自動車の車体の後面には、最大積載量のほか、車両総重量も表示しなければならない。
56. 運行記録計は、24時間以上の継続した時間内における事故発生時の瞬間速度及びすべての2時刻間における走行距離を自動的に記録できる構造でなければならない。
57. 警音器は、音の大きさ又は音色が自動的に変化するものであること。
58. 自動車の長さ、幅、高さの測定については、積車状態において告示で定める方法により測定しなければならない。
59. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
60. 車両総重量8トン未満の貨物の運送の用に供する自動車が、初めて自動車検査証の交付を受けた場合の有効期間は2年である。

### Ⅲ 運転常識（20問）

61. 事業者は深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回、健康診断を実施することが義務づけられている。
62. 車に乗る前には、車の前後に人がいないか、車の下に子供がいないかを確認する。
63. 休息期間は継続した8時間以上が原則だが、業務の都合上、休息期間を分割して与える場合に関し、以下の運行は改善基準告示に違反している。

拘束時間 7時間	休息期間 3時間	拘束時間 7時間	休息期間 7時間
-------------	-------------	-------------	-------------

64. 乗務の途中でフェリーに乗船する場合は、乗船時間のうち2時間までを拘束時間とし、それを超える乗船時間は原則として休息期間として取り扱う。
65. 省エネ運転について、高速走行では車速が速いほど燃費が良くなるので、時速80キロより時速100キロで走行するほうが経費節減につながる。
66. 緊急時の措置について、後輪が右に滑ったときは、ハンドルを左に切って車の向きを立て直すといよい。
67. 自動車に働く自然の力に関して、カーブを回ろうとするときには、自動車の重心に遠心力が働き、自動車はカーブの外側に滑り出そうとする。
68. 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。
69. 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より短く感じやすい。
70. 時速40キロで走行中の自動車の2秒間の走行距離は、約22メートルである。

71. 休憩又は睡眠をした場合はその地点及び日時を乗務記録に記載しなければならないが、15分未満の休憩についてはその記録を省略してもよい。
72. 1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合でも16時間が限度で、15時間を超える回数は1週間につき3回が限度である。
73. 1日の運転時間は2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均して1週間当たり45時間が限度である。
74. 車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置き、窓は閉じ、ドアはロックする。
75. 片側が転落のおそれのあるがけになっている道路で、安全な行き違いができないときは、がけと反対側の車が一時停止をして道をゆずる。
76. 休日は、休息期間+24時間の連続した時間をいい、いかなる場合であっても、この時間が29時間を下回ってはならない。
77. 点呼は対面で行うのが原則で、運行上やむを得ない場合に限り電話その他の方法で行うことができるが、車庫と営業所が離れている場合や早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合などは「運行上やむを得ない場合」に該当する。
78. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車に乗務した場合は、乗務記録に貨物の積載状況を記録しなければならない。
79. 車両総重量が4トン以上の事業用自動車には、運行記録計による記録が義務づけられている。
80. 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。